

令和8年度看護の仕事体験事業及び合同就職説明会 運營業務委託に係るプロポーザル審査要領

この要領は、佐賀県が実施する令和8年度看護の仕事体験事業及び合同就職説明会運營業務の委託先を選定するために行う企画提案の審査について、必要な事項を定めるものである。

1 審査員の構成（予定）

企画提案の審査のため、関係者による審査員を設けるものとし、審査員の構成は次のとおりとする。

職名等	
1	医務課医療人材政策室 室長（審査員長）
2	医務課医療人材政策室 技術監
3	医務課医療人材政策室 副室長
4	医務課医療人材政策室 看護担当係長

※ただし、審査実施時、人事異動等により審査員がその職にない場合、その職に相当する者が代わって審査を担当するものとする。

2 審査方法等

- (1) 審査員は、プロポーザル参加者から提出された書類及びプレゼンテーションにより審査を行う。
- (2) 審査員は「審査基準」（別添）の審査基準ごとに採点する。
- (3) 「審査基準」の各項目（①総合、②企画提案能力、③業務遂行能力、④予算、⑤その他）の合計点数を算出する。最低基準点は200点とし、それ以上の点数を得た参加者の中から合計点が最も高い者を最優秀提案者として決定する。
- (4) 合計点が最も高い者が2者以上ある場合は、③業務遂行能力の評価点が高い者を最優秀提案者とする。